

定 款

 ヤマエ 久野株式会社

昭和49年 5 月 26 日	一部改訂
昭和52年 6 月 27 日	一部改訂
昭和55年 6 月 27 日	一部改訂
昭和56年 6 月 26 日	一部改訂
昭和57年 6 月 26 日	一部改訂
昭和57年12月 20 日	一部改訂
昭和58年 6 月 29 日	一部改訂
昭和60年 6 月 28 日	一部改訂
平成元年 6 月 29 日	一部改訂
平成 2 年 6 月 28 日	一部改訂
平成 4 年 6 月 26 日	一部改訂
平成 6 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 9 年 6 月 27 日	一部改訂
平成 9 年 8 月 1 日	一部改訂
平成10年 6 月 26 日	一部改訂
平成14年 6 月 27 日	一部改訂
平成15年 6 月 27 日	一部改訂
平成16年 6 月 29 日	一部改訂
平成18年 6 月 29 日	一部改訂
平成19年 6 月 28 日	一部改訂
平成20年 6 月 27 日	一部改訂
平成21年 6 月 29 日	一部改訂
平成25年 6 月 27 日	一部改訂
平成27年 6 月 26 日	一部改訂
平成28年 6 月 24 日	一部改訂
平成30年 6 月 22 日	一部改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はヤマエ久野株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の商品に関する販売および輸出入業。
 - (1) 食糧、砂糖、小麦粉、油脂および油脂原料、飼料、農林水産物、加工食品、酒類。
 - (2) 畜産類およびその加工品。
 - (3) 肥料および肥料原料ならびに農業用資材。
 - (4) 化学製品一般およびその原料、毒物、劇物ならびに医薬品、動物薬品、農薬品、医薬部外品、化粧品、その他各種薬品。
 - (5) 木材、建築資材、住宅機器およびインテリア関係商品。
 - (6) 各種機械、車輛、その他工具類、計量器および情報通信機器、事務用機器、教育機器、店舗用什器備品、その他関係商品。
 - (7) ゴム、パルプ、紙、およびその製品、繊維製品、皮革製品、書籍、文房具、玩具、その他雑貨類。
 - (8) 石炭、石油、ガス、その他燃料およびその副製品。
 - (9) 電気、電子器具およびレコード、楽器関係製品。
 - (10) 医療用具、健康用具。
 - (11) 貴金属、宝石、美術品。
2. 前号に関連する問屋業、および代理業。
3. 畜産業および家畜診療に関する事業。
4. 山林業、製材業、木材加工業。

5. 生命保険（生命保険の募集に関する業務）、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険の代理業。
6. 建築業、ならびに建築の設計および監理業。
7. 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ。
8. 動産の賃貸業。
9. 不動産の売買、仲介、賃貸借および監理に関する一切の業務。
10. 不動産の利用、およびその開発。
11. 飲食および旅館業。
12. 文化施設（美術館、茶道、華道、手芸等）、厚生施設（奨学生を対象とした学生寮）、娯楽施設（劇場、公園、遊園地、ゴルフ場等）、スポーツ施設、駐車場の経営。
13. 倉庫業。
14. 造園、緑化事業。
15. 農産物、畜産物、水産物の食品製造加工販売および農産物の集荷販売。
16. 自動車運送取扱事業。
17. 一般貨物自動車運送事業。
18. 特別積合せ貨物自動車運送事業。
19. 土木一式工事業。
20. 土地の開発事業。
21. 土地の造成および地域開発に関する事業ならびにこれらに関する調査、企画、設計および監理。
22. 情報処理、情報通信に関するソフトウェアの企画、開発、加工データサービスの提供および機器、システムの販売。
23. 店舗運営、改装出店に関するコンサルティングサービス業務。
24. 前各号に関連する事業。
（本店の所在地）

第3条 当社は本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,560万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

(基準日)

- 第12条** 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほかとくに必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集者および議長)

- 第14条** 株主総会は、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(解 任)

第20条 取締役解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報 酬 等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

第27条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。